

福島県産農林水産物の輸入規制解除に向けた取り組みの強化を求める意見書

福島県産農林水産物の輸出は、いまだに東京電力福島第一原子力発電所事故以前の水準まで回復していない。

一部の国や地域においては、着実に我が国の安心・安全の取り組みが理解されつつあり、福島県の主要作物である桃については、タイ、マレーシア、シンガポール等の各国、米についてはイギリス及びシンガポール、牛肉についてはアメリカ等で輸入が再開された。特に、桃の輸出量については、平成28年度実績が平成22年度実績を上回るなど、復興に向けた明るい兆しも見えてきている。

しかしながら、原発事故以前に輸入実績があった中国などの諸外国は、依然として福島県産農林水産物の輸入規制を解除していない。

本年4月に公表された福島県産農林水産物の放射線モニタリング検査結果において、528品目については、放射性セシウムの1キログラム当たりの基準値を下回り、肉類は6年連続、原乳は5年連続で基準値超えは皆無であり、年を追うごとに安全性は、確実に高まっている。

さらに、本市において行っている放射性物質の検査結果では、水産物については、3年連続で基準値超えは皆無であり、全量全袋検査が行われている玄米についても、平成25年度以降の基準値超えは皆無である。この結果により高品質な福島県産農林水産物の正しい情報の発信は、風評の払拭にも繋がっていくものである。

よって、国においては、安心・安全な福島県産農林水産物の正確な情報の発信を行うとともに、輸入規制措置を講じている国や地域に対し、その解除に向けた取り組みを強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年6月22日

衆議院議長	大森理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
外務大臣	岸田文雄様
農林水産大臣	山本有二様
復興大臣	吉野正芳様

いわき市議会議長 菅波 健